

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 19 日現在

機関番号：32820

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25381051

研究課題名(和文) 20世紀日本のアジア認識と植民地教育施策

研究課題名(英文) The Japanese Recognition on Asia in the 20th Century and the Colonial Educational Policy

研究代表者

佐野 通夫 (SANO, Michio)

こども教育宝仙大学・こども教育学部・教授

研究者番号：20170813

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究においては、主として朝鮮総督府の機関誌であった『京城日報』からの教育関連記事抽出を行ない、その分析を行なった。

植民地教育政策研究にとって、教育政策の受け手であった民衆や、社会構成員各層の受け止め方を、権力者側の意思との対比の中で明らかにし、その齟齬を明らかにしていく作業は、朝鮮・台湾の民衆側の教育認識、またそれが日本の国内のアジア教育認識を明らかにする手がかりとなった。

研究成果の概要(英文)：In this research, the educational articles from "Keijo Nippo(The Daily Seoul)" was collected and the analysis was performed.

This work made the people's view on educational policy and that of the powers clear, so the colonial educational policy also became clear and The Japanese Recognition on Asia in the 20th Century and the Colonial Educational Policy clear again.

研究分野：教育行政学

キーワード：朝鮮 台湾 植民地 教育政策 教育認識 京城日報

1. 研究開始当初の背景

(1) 代表者は2003～2006年度の4年間にわたり、基盤研究(C) (一般)「朝鮮植民地末期の教育政策—『茗荷谷研修所旧蔵記録』を手がかりに—」(課題番号15530526)を、2009～2012年度の4年間にわたり、基盤研究(C) (一般)「台湾・朝鮮における植民地教育政策策定過程の比較研究」(課題番号:21530814)を遂行し、2つの総督府が置かれた台湾と朝鮮における教育政策策定の具体的過程、特に両植民地で実施された教育政策相互間の共通性と差異性を検討することを通して、日本の植民地教育政策の構造的特質を明らかにしてきた。

(2) 上記の研究が可能となった背景には、この間の日本における「茗荷谷研修所旧蔵記録」の公開、アジア歴史資料センターによる「公文類聚」や「枢密院文書」などのデジタル化作業、韓国における国家記録院、台湾における台湾文献館などによる植民地期文書の整理などによって、戦前期日本の植民地教育政策・法制に関する膨大な公文書類が整備され、活用できることとなったことがある。

(3) しかし、これらの文書はあくまで教育政策立案者側の文書であり、教育政策の受け手であった民衆や、社会構成員等の受け止め方は明らかにされていない。

例えば、1922年「朝鮮教育令」の改定に際しては、閣議および枢密院において常に「台湾教育令」案があわせて審議・検討され、基本的には同一の構造をもつ「勅令」として、同日付けで公布されている。しかし、この「同一の構造」、特に日本人と植民地人の「共学」について、朝鮮人と台湾人の受け止め方は異なっていた。朝鮮人の側の見方は、もし共学が徹底したとしたならば、朝鮮人の教育の独自性を奪うものだという批判である。台湾人の側では、日本人と同じ扱いを求めるものであった。このため、中等教育段階において、朝鮮では別個の学校制度、台湾では同一の制度という差異が生じることになった。このことは当時の朝鮮の民族系新聞の記事を確かめることによって初めて明らかとなるものである(佐野『日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の対応』)。したがって、政策研究において、教育政策の受け手であった民衆や、社会構成員等の受け止め方を明らかにすることが大きな意味を持つことはいままでもない。

(4) これまでこのような視角をもった研究としては、近代アジア教育史研究会(代表阿部洋)による『近代日本のアジア教育認識—明治後期教育雑誌所収中国・韓国・台湾関係記事—』がある(目録篇:1995年、韓国の部:1999年、中国の部:2002年、台湾の部:2004年)。しかし、この研究は、その副題に現れているように、その対象時期を「明治末年(1912年)まで」と限定している。

(5) また、代表者も『日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の対応』(2006年)の中で、1920年代の朝鮮の民族系新聞を素材に、朝

鮮側の教育認識を明らかにした。しかし、民族系新聞は1930年代に終刊を迎えてしまう。

(6) そこで、上記近代アジア教育史研究会の業績に続く1912年以降、1945年までの日本のアジア教育認識、そして朝鮮・台湾の教育認識を明らかにすることが、日本の植民地教育政策の解明にとって必要である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、20世紀前半における日本のアジア教育認識および、それに対応する朝鮮・台湾側の教育認識を明らかにし、それら認識の教育政策、特に植民地教育政策との関連を解明することである。

3. 研究の方法

本研究においては、20世紀前半における日本のアジア教育認識および朝鮮・台湾の教育認識についての既存資料の整理・確認を行ないつつ、新たな史資料の発掘と資料の整理作業を通して台湾と朝鮮における教育政策の展開の具体的過程における、日本のアジア教育認識および、それに対応する朝鮮・台湾側の教育認識の果たした役割を明らかにすることを主な課題とし、次のような計画により研究を進めた。

本研究は、代表者1名による個人研究であるが、研究の過程では阿部洋代表(国立教育政策研究所名誉所員)を含む近代アジア教育史研究会メンバーとの意見交換を行ない、朝鮮・台湾の植民地教育史研究に従事する若手研究者にも本研究の遂行への協力を得た。また、禹龍濟ソウル大学校教授(韓国教育史)他、韓国や台湾における専門家との意見交換や研究成果の交流を行なった。

4. 研究成果

本研究においては、主として朝鮮総督府の機関誌であった『京城日報』からの教育関連記事抽出を行ない、その分析を行なった。それは、朝鮮において1920年代に、『朝鮮日報』、『東亜日報』、『時事新聞』という朝鮮語新聞が発刊され、これら民族系新聞の発刊は一つの民族運動としてとらえられ、拙著『日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の対応』はじめ、先行研究の中でも取り上げられ、その記事が分析されている。

一例として1922年の(第2次)朝鮮教育令にいたる審議をどのように報道したかを取り上げる。

『東亜日報』1922年1月22日記事「共学問題についてさらに論ずる 総督府の譲歩」では次のように述べられている。

吾人はつとに本欄で、朝鮮総督府立案の朝鮮教育令が、枢密院特別委員会で論議されるにあたり、同会は普通教育から朝鮮人と日本人の共学を主張して、総督府の再考を要したことに対して論評したことがあるが、その後、総督府当局が言明したところによれば、枢密会議で朝鮮教育令に対して問題となったこ

とは、共学に関するだけでなく、その他の些少な問題、すなわち日本内地の学校と朝鮮学校との連絡に関する問題であるとしたので、吾人は多少奇異な感を抱いたのであるが、最近の報道によれば、同院特別委員会で問題となったのは、はたして連絡に関する問題でなく、共学に関する問題であることが明らかであり、この問題について朝鮮総督府は原則上、普通学校程度からの共学を是認して条件を付け、朝鮮人が普通学校程度で共学する場合には、日本語を解する者に限るとして譲歩したといわれる。

それ故、朝鮮総督府はその原案の主張、すなわち実業学校と専門程度以上の学校の共学という主張を捨て、普通程度学校からの共学を認めることにするが、ただ日本語を解する者から施行することとなったので、これを政治的手段の見地から観察すれば、事実上朝鮮児童が日本語を解する者が無いため、この条件を付ければ実地において朝鮮人に苦痛が無いし、かつこのような問題で、かの老朽輩と、討議に討議を、論戦に論戦を重ねることは、いたずらに時日を延ばす弊害もないわけではないので、このような条件の下でその主張を認めることは双方の便利を図るのによろしきを得たようであるが、しかし吾人はこれに対して快然ではありえない。なぜかといえば朝鮮総督府の態度が軟弱であるだけでなく、その自信が薄弱であるだけでなく、その勇気が乏しいだけでなく、あまりにも巧妙過ぎているということである。巧妙過ぎているということは、良く言えば政治家の機敏さと言えりかも知れないが、これはその実、狡猾さであり、糊塗であり、欺瞞するもので、その自信が固いものなら、なにゆえ堂々とその主張を貫徹しえず、まことに朝鮮政治に忠実であろうとするならば、なぜに朝鮮の事情を権威をもって論じ、かの老朽輩の短見を破り得ないのだろうか。従来、朝鮮総督府の欠点がかつていけば、朝鮮の実情を日本内地に対してかくすことである。換言すれば朝鮮の事実を事実どおり伝達する忠誠が無く、勇気が無く、熱心が無いもので、朝鮮の実情を日本内地に隠蔽する事実、結局日本政府を欺瞞し、ひいては日本国民を欺瞞し、またさらに進んでは日本の国策を誤らせ、日本に災禍をもたらすものであり、政治家たる者、どうしてこの点を戒心すべきでなからうか。

すなわち、日本人と朝鮮人の共学は朝鮮人の民族性を奪うものであるとする。それに対比して、朝鮮総督府の機関紙という性格を持った『京城日報』については、その性格故、同等の取り上げ方がなされていない。

1922年1月10日の『京城日報』「鮮台教育令の経過 十八日枢府会議に附議」では次のように短く述べられている。

[東京電報] 鮮台教育令委員会は既報の如く□□ [判読不能—以下同様] 大体の修正を了りたるを以て愈来る十八日枢密院本会議

に附議する筈なるが前回予て台湾及朝鮮側の主張たる台鮮を内地と区別して教育せんとするは教育上の趣旨に反するものなれば原則としては内地教育令同様何等差別的方法を設けざるに修正せられ唯教育上実際問題としては尚至難なる台鮮教育に□ては所謂内地語を解するものに対しては自由に小学校より共学とし内地語を解せざるものには依然として旧教育令に基ける公立学校 [ママ] 普通学校に入学せしむる事に修正決定し次で今日問題の焦点となれる台湾総督府□は年限あまり広汎に失するものあれば之を具体的に一々明示することに局限せられ居り又朝鮮は現在女子商業普通学校は三年の制度となしあるも這は時代を無視せる不均衡の制度なれば内地教育令同様商業女学校令により教育を施行すべしと修正することに決定せり其他四個の修正事項共に要求案件の否決を見るやも知れざるには之がため朝鮮より水野政務総監台湾より末松学務局長出席□力すべく一木委員長は前途の成行は全く見当つかずと云へり

本紙は、日本語紙という性格から当時の朝鮮社会において権力を握っていた日本人をはじめとする権力層に読まれていた新聞であり、その層に対しての報道媒体としての一定の影響力もあり、また権力者側の意思の分析のためにも、その分析が必要なものである。また、日本人を主たる購読者とするということから日本国内の言論とも共通する見識を持っていた。

ちなみに東京朝日新聞 1922年1月11日は「鮮台教育修正 枢府委員会で決定」として、次の短信を載せるのみである。

朝鮮教育令並に台湾教育令は枢府特別委員会の審議を終つたさうであるが朝鮮台湾とも原案よりは一層内地人と同様の教育を施す趣旨に於て修正を加ふることに決定して居るから遠からず本会議に附議した上でその通り修正可決せられるであろう

植民地教育政策研究にとって、教育政策の受け手であった民衆や、社会構成員各層の受け止め方を、権力者側の意思との対比の中で明らかにし、その齟齬を明らかにしていく作業は、台湾と朝鮮における教育政策の展開の具体的過程における、日本のアジア教育認識、およびそれに対する朝鮮・台湾の民衆側の教育認識、またそれが日本の国内のアジア教育認識を明らかにする手がかりとなった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 4件)

佐野通夫、日本における韓国独立運動と日本人、植民地教育史研究年報、査読有、19巻、2017、pp. 254-258

佐野通夫、近代韓国教育史とキリスト教、二卷キリスト教児童文学研究、査読無、2016、pp. 16-26

佐野通夫、国際社会と日本の教育、アジア教育、査読有、8巻、2014、pp. 15-27

佐野通夫、戸籍・国籍・日本人、植民地教育史研究年報、査読有、16巻、2014、pp. 180-183

〔図書〕(計 2件)

鄭在哲著、佐野通夫訳、皓星社、日帝時代の韓国教育史、2014、534+34

韓哲昊著、佐野通夫訳、独立祈念館、近代日本は韓国をどのように併呑したか、2016、156

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐野 通夫 (SANO, Michio)

こども教育宝仙大学・こども教育学部・教授

研究者番号：20170813

(2) 研究分担者

なし ()

研究者番号：

(3) 連携研究者

なし ()

研究者番号：

(4) 研究協力者

なし ()